デジタルアーカイブの利活用モデルの確立に向けて(検討用メモ)

1. 議論の目的

第2次中間とりまとめ(2019年4月実務者検討委員会)において、デジタルアーカイブ社会とは「デジタルアーカイブが日常的に活用され、様々な創作活動を支える社会・学術・文化の基盤となる社会」と位置付けられており、アーカイブ機関や一般ユーザーなどすべての利活用者がジャパンサーチ等からメタデータを共有し、さまざまな用途に利活用するというサイクルの構築を目指す方向が示されている。さらに「4. デジタルアーカイブ社会の実現に向けた施策の検討(5)利活用の促進」においては、「市民参加型のアーカイブ」「具体的な利活用のシナリオ」「今後の利活用の可能性」「新技術を用いた利活用」「教育現場による利活用」の5項目についての方向性が示されている。

今回は具体的な方策について検討する必要があり、ベストプラクティスの提示を目指す。

なお、2019 年 6 月 21 日に知的財産戦本部決定された知的財産推進計画 2019 において記述された「肖像権やプライバシーなどとデジタルアーカイブ振興との調和」については、実務者検討委員会(第 9 回)の議論とする。

2. 議論の進め方

実務者検討委員会(第8回、第9回)で検討し、実務者検討委員会最終報告書として、取りまとめることとする。

3. 論点

利活用モデルのスキームや手法を構築するための様々な課題について、具体的な対策とは何か。

- ①デジタルアーカイブのエコシステムを生み出すための「コンテンツを利活用しやすい仕組み」や「市民参加を促す環境整備」とは具体的にどんなことか。
- ②地域との連携、産学官の連携の具体的アイデアはあるか。
- ③使い手(ユーザー)と作り手(クリエーター)のコミュニティ形成がうまくつながった事例はあるか、 あるいはどんな方法が考えられるか。
- ④アーカイブ機関の外側にいる第三者の専門人材を活用する仕組みや、経験を積んだスタッフを一定程度広域的に活用する仕組みを押し進めるうえでの課題はなにか、またその解決策はなにか。 人的基盤整備の具体的方策はあるか。

第2次中間とりまとめの記述(抜粋)

▶ 市民一人一人がデジタルアーカイブの使い手であると同時に、作り手でもあるという意識を持

- ち、作成と利活用の循環を生み出すことが必要。
- ▶ 生物や自然観測のデータ収集を多人数で同じ粒度で行うことで、価値あるデータが生み出されるような市民科学(シチズンサイエンス)を活発化する必要。
- 柔軟な権利制限規定の整備により、著作物の軽微な範囲での利用が可能になったことで、 デジタルアーカイブの利活用が進むように、その働きかけや仕組みづくりの検討が必要。
- ▶ 自館の所蔵コンテンツに付加価値を見出し、発信するキュレーターや、各地域の事情を分かった上でデジタルアーカイブを構築し、国際標準とすり合わせていくことのできる人材の育成が必要。
- ▶ 単にデータを集約するだけでなく、その使い方を具体的に示すことや、利活用しやすいプラットフォームでデータを公開することが必要。
- ▶ 地域のコンテンツをデジタル化し観光に活かす取り組みをさらに進めて、観光客誘致から地方創 牛につなげていくことが可能。
- ▶ アーカイブされたコンテンツに新たな情報が付加されることで、さらに新たな価値が生まれるので、 様々な活用事例が周知される必要。

知的財産推進計画 2020 (抜粋)

- デジタルアーカイブが日常的に活用される社会を実現するためには、コンテンツに関する所在情報等のメタデータに簡単にアクセスでき、利活用しやすいよう二次利用条件が整備されるとともに、肖像権やプライバシーなどとデジタルアーカイブ振興との調和についての検討が求められる。
- ▶ 2020 年の東京オリンピック・パラリンピック、2025 年の大阪万博を見据え、インバウンドの促進や海外に対する日本文化の発信力の強化に資するため、デジタルアーカイブの多言語化や、多様な分野、地域の文化資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進することが期待される。